

改定原案の作成手順について

主担当省庁におかれましては、別添資料と関係資料に基づき、Ⅰ【改定原案の作成】、Ⅱ【改定原案の確認・調整】、Ⅲ【改定案の作成】の前段となる改定原案の事務局への提出をお願いします。

改定原案の主な作成手順は以下の通りとします。また、概ねのスケジュールは別添1の下部に記載した通りですが、各回の産業分類検討チーム（以下、「検討チーム」と略記。）の資料の作成準備に合わせてその都度、事務局から具体的なスケジュールを提示しますので、主担当省庁、各府省庁等（検討チームにおける「関係府省庁構成員」と「オブザーバー」である日銀）におかれてはそのスケジュールに合わせて検討を進めて頂くようお願いいたします。

主担当省庁、関係省庁、各府省庁間の照会、事務局への改正原案の提出等は原則として書面で行うこととします。また、事務局は意見等の内容によっては主担当省庁等に対して随時助言等を行う場合がありますので、あらかじめご承知下さい。なお、事務局は関係する府省庁等間の調整を円滑化する観点から、随時各府省庁等からの相談を受け付けて助言等を行うこととしておりますので、幅広くお問い合わせ下さい。

Ⅰ 【改定原案の作成】

主担当省庁は、経済社会情勢等の変化を踏まえ、関係資料等も考慮して改定原案を作成して下さい。改正原案として作成する資料は、Ⅳ【作成資料】の通りとします。

主担当省庁は関係省庁と協議を行ったのちⅣ【作成資料】の一式を事務局に提出して下さい。未調整部分がある場合には未調整箇所を太字で下線を加えて【P】と記載するとともに、未調整となった具体的な理由も記載して事務局に提出して下さい。

Ⅱ 【改定原案の確認・調整】

事務局が各府省庁等に対して、主担当省庁から受領した改正原案の照会を行います。改正原案に意見等のある府省庁等は主担当省庁に意見等を提出して下さい。その後、主担当省庁は意見等を提出した各府省庁等と必要な調整を行って下さい。なお、各府省庁等が主担当省庁に意見等を提出する際には事務局を CC に必ず加えるようお願い致します。

各府省庁等と調整を終えた主担当省庁は、改定原案等を事務局に提出して下さい。未調整部分がある場合には、未調整箇所を太字で下線を加えて【P】と記載するとともに、未調整となった具体的な理由も記載して事務局に提出して下さい。

Ⅲ 【改定案の作成】と検討チームにおける議論

事務局は、受領した改定原案を基にして各回の検討チームにおける改定案をとりまとめます。検討チームでは、主担当省庁が改定案の内容、改正理由、未調整部分の理由等を説明し、学識経験者も交えて改定案に関する検討を行います。なお、主担当省庁だけでなく関係府省庁が説明に加わることも可能ですが、その場合はあらかじめ事務局にその旨をお知らせ下さい。

Ⅳ 【作成資料】

様式（別添２－１、別添２－２）を参考にして、次の１と２の資料と統計データ等を作成して下さい。

１ 改定原案の新旧対照表（別添２－１）

事務局が主担当省庁に対して、現行の産業分類（大分類毎）を記載した電子ファイルを送付しますので、現行の内容の確認と改定に必要な作業を行って下さい。

特に改定がある場合には、左側に改定原案を記載するとともに、以下の①～③の対応もお願いします。

- ① 変更部分に下線を付記
- ② 具体的な改定理由を記入
- ③ 当該部分を含むシートの見出しは赤色に着色

２ 分類項目の新旧対照表（別添２－２）

分類項目間の入れ替え等がある場合には、体系図（関係する分類項目）の新旧対照表を作成して下さい。

３ 統計データ、参考資料等

分類の新設・廃止を行う場合には、参考資料①を基にして、根拠となる統計データや参考資料等（現行の分類、上位分類に占める比率等）を照会先や事務局にも提出して下さい。

[関係資料] 第２回検討チーム資料

参考①：日本標準産業分類第１４回改定基本方針

資料１：今後の検討の進め方（案）

資料２：日本標準産業分類第１４回改定に関する国・地方公共団体等の意見等の照会結果

参考：日本標準産業分類改定原案作成作業分担表（第１回検討チーム資料）

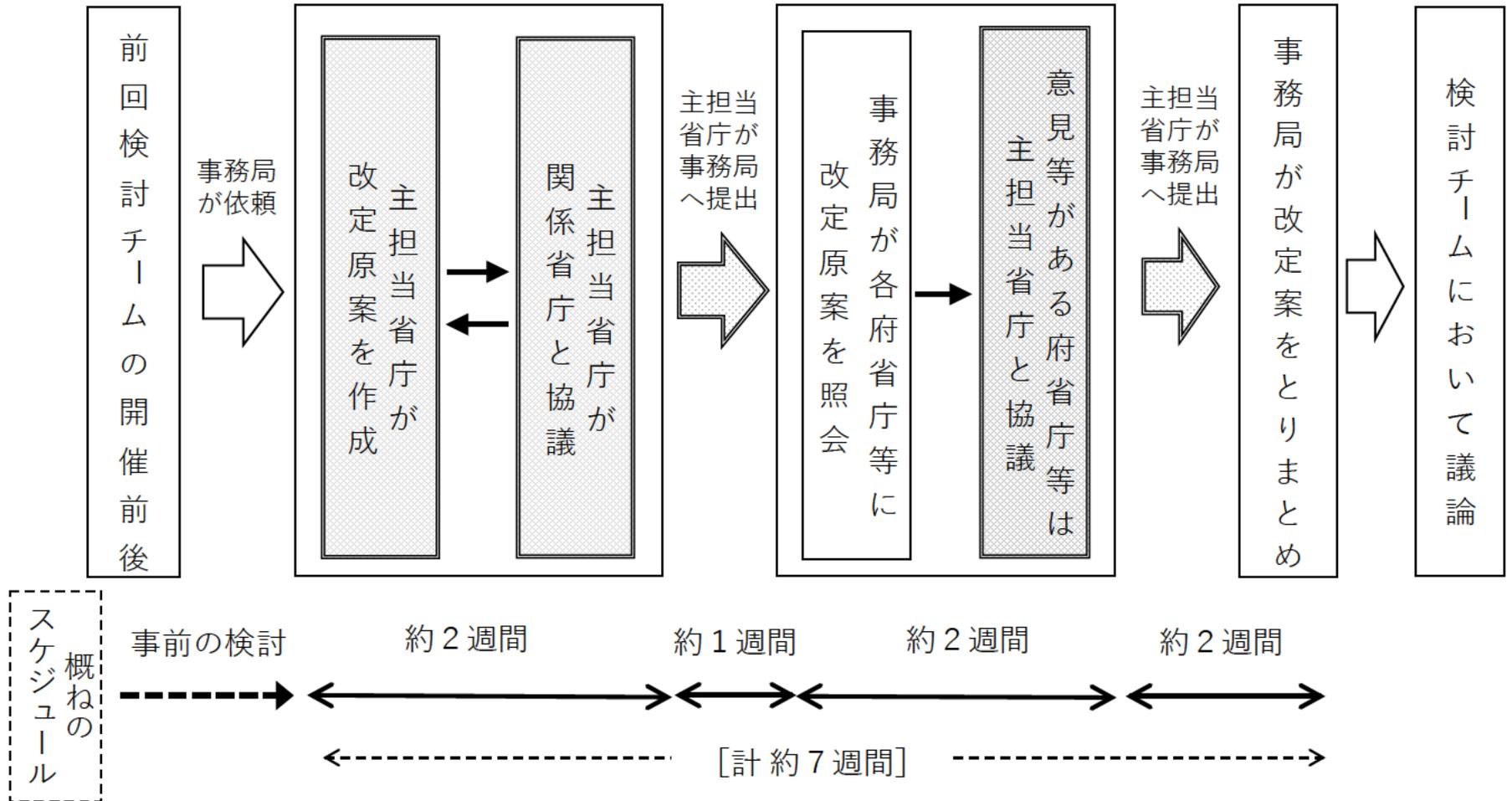
産業分類改定案の主な作成手順

(別添1)

I 【改定原案の作成】

II 【改定原案の確認・調整】

III 【改定案の作成】



(注) 1：具体的日程は、検討チームの開催日程や祝日等を考慮して事務局から後日提示する。

2：主担当省庁による改正原案の作成は、事務局からの具体的日程の提示前から積極的なご検討をお願いしたい。

3：事務局は随時、関係府省庁等からの御相談などを受け付ける。

改定原案の新旧対照表

改 定 原 案	現 行	改 定 理 由
<p style="text-align: center;">中分類76—飲食店 総 説</p> <p>この中分類には、客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の食料品、アルコールを含む飲料をその場所で飲食させる事業所及び主としてカラオケ、ダンス、ショー、接待サービスなどにより遊興飲食させる事業所が分類される。 なお、その場所での飲食と併せて持ち帰りや配達サービスを行っている事業所も本分類に含まれる。</p> <p>小分類 細分類 番号 番号</p> <p>760 管理、補助的経済活動を行う事業所(76飲食店)</p> <p>7600 主として管理事務を行う本社等 主として飲食店の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務等の現業以外の業務を行う事業所をいう。 ○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所</p> <p>7609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 主として飲食店における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。 ○自家用車庫、自家用修理工場、自家用補修所、自家用集荷所</p> <p>761 食堂、レストラン(専門料理店を除く)</p> <p>7611 食堂、レストラン(専門料理店を除く) 主として主食となる各種の料理品をその場所で飲食させる事業所をいう。 ただし、専門料理店、そば・うどん店、すし店など特定の料理をその場所で飲食させる事業所は小分類[762、763、764]に分類される。 ○食堂；大衆食堂；お好み食堂；定食屋；めし屋；ファミリーレストラン(各種の料理を提供するもの) ×ファミリーレストラン(中華料理のみを提供するもの)[7623]；中華レストラン[7623]</p>	<p style="text-align: center;">中分類70—一般飲食店 総 説</p> <p>この中分類には、その場所で主として料理又はその他の食料品を飲食させる事業所及び主としてアルコールを含まない飲料を飲食させる事業所が分類される。 なお、主として遊興飲食をさせる事業所及び主としてアルコールを含む飲料を飲食させる事業所は中分類71—遊興飲食店に分類される。</p> <p>小分類 細分類 番号 番号</p> <p>701 食堂、レストラン</p> <p>7011 一般食堂 主として主食をその場所で飲食させる事業所をいう。 ただし、日本料理店、西洋料理店、中華料理店など特定の料理をその場所で飲食させる事業所は細分類[7012、7013、7014、7019]に分類される。 ○食堂；大衆食堂；お好み食堂；定食屋；めし屋；ファミリーレストラン(各種の料理を提供するもの) ×ファミリーレストラン(中華料理のみを提供するもの)[7014]；中華レストラン[7014]</p>	<p>客に飲食させるための場所を設け、その場所で客が飲食できるような状態で料理又はその他の飲食料品、アルコールを含む飲料を提供する事業所を全てここに分類する。この場合、料理、飲食料等の提供に併せて、付随的にカラオケ、ダンス、ショー、接待サービス等の遊興サービスを提供する事業所も含まれる。</p> <p>【新設】 【新設】 【新設】</p> <p>主食を提供する飲食店の中で、小分類702から704に含まれるものを複合的に提供するものについて、1つの小分類とする。</p>

改 定 原 案	現 行	改 定 理 由
<p>762 専門料理店</p> <p>7621 日本料理店 主として特定の日本料理(そば、うどん、すしを除く)をその場所で飲食させる事業所をいう。 ○てんぷら料理店;うなぎ料理店;川魚料理店;精進料理店;鳥料理店;釜めし屋;お茶漬屋;にぎりめし屋;沖縄料理店;とんかつ料理店;郷土料理店;かに料理店;牛丼店;ちゃんこ鍋店;しゃぶしゃぶ店;すき焼き店;懐石料理店;割ぼう料理店 ×料亭[7622];割ぼう旅館[7511]</p> <p>7622 料亭 主として日本料理を提供し、客に遊興飲食させる事業所をいう。 ○料亭;待合</p> <p>(削除)</p> <p>7623 中華料理店 主として中華料理をその場所で飲食させる事業所をいう。 ○中華料理店;上海料理店;北京料理店;広東料理店;四川料理店;台湾料理店;ぎょうざ(餃子)店;ちゃんぽん店 ×中華そば店[7624];ラーメン店[7624]</p> <p>7624 ラーメン店 主としてラーメンをその場所で飲食させる事業所をいう。 ○ラーメン店;中華そば店</p> <p>7625 焼肉店 主として焼肉(自ら網で焼くもの)をその場所で飲食させる事業所をいう。 ○焼肉店 ×ステーキハウス[7629];バーベキュー料理店[7629];ジンギスカン料理店[7629];ホルモン焼店[7629]</p> <p>7629 その他の専門料理店 主として他に分類されない特定の料理をその場所で飲食させる事業所をいう。 ○西洋料理店;フランス料理店;イタリア料理店;スパゲティ店;朝鮮料理店;印度料理店;カレー料理店;エスニック料理店;無国籍料理店</p>	<p>7012 日本料理店 主として特定の日本料理(そば、すしを除く)をその場所で飲食させる事業所(主として遊興飲食させる事業所を除く)をいう。 ○てんぷら料理店;うなぎ料理店;川魚料理店;精進料理店;鳥料理店;釜めし屋;お茶漬屋;にぎりめし屋;沖縄料理店;とんかつ料理店;郷土料理店;かに料理店;牛丼店;ちゃんこ鍋店;しゃぶしゃぶ店;すき焼き店;懐石料理店 ×料亭[7111]</p> <p>7013 西洋料理店 主として欧米諸国の料理をその場所で飲食させる事業所をいう。 ○フランス料理店;ロシア料理店;イタリア料理店;メキシコ料理店</p> <p>7014 中華料理店 主として中華料理をその場所で飲食させる事業所をいう。 ○中華料理店;上海料理店;北京料理店;広東料理店;四川料理店;台湾料理店;中華そば店;ぎょうざ(餃子)店;ラーメン店</p> <p>7019 その他の食堂、レストラン 主として他に分類されない特定の料理をその場所で飲食させる事業所をいう。 ○朝鮮料理店;印度料理店;カレー料理店;焼肉店;エスニック料理店;無国籍料理店</p>	<p>主食を提供する飲食店の中で、特定のジャンルに特化した飲食店のうち、そば・うどん、すし以外のものなどを提供するものを1つの小分類とする。</p> <p>【中分類71より移動】</p> <p>西洋という地域があいまいになりやすいこと、量的に減少傾向であることから、単独の細分類とはせずその他に統合する。</p> <p>主としてラーメン、中華そばを飲食させる事業所については、「7624 ラーメン店」として分割する。</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】 量的に大きいため、細分類として新設。 平成16年事業所・企業統計調査 事業所数 20,997 (参考)「7019その他の食堂、レストラン」 7,250</p>

改 定 原 案		現 行		改 定 理 由	
763	そば・うどん店	702	そば・うどん店		
7631	そば・うどん店 主としてそばやうどんなどをその場所で飲食させる事業所をいう。 ○そば屋;うどん店;きしめん店;ほうとう店 ×中華そば店[7624]	7021	そば・うどん店 主としてそば及びうどんなどをその場所で飲食させる事業所をいう。 ○そば屋;うどん店 ×中華そば店[7014]		
764	すし店	703	すし店		
7641	すし店 主としてすしをその場所で飲食させる事業所をいう。 ○すし屋 ×すし屋(持ち帰り専門店)[7711];すし屋(宅配専門店)[7721]	7031	すし店 主としてすしをその場所で飲食させる事業所をいう。 ○すし屋 ×すし小売業(宅配・持ち帰りのもの)[5795]		
765	酒場, ビヤホール				【中分類71より移動】
7651	酒場, ビヤホール 主として酒類及び料理をその場所で飲食させる事業所をいう。 ○大衆酒場;居酒屋;焼鳥屋;おでん屋;もつ焼屋;ダイニングバー;ビヤホール				
766	バー, キャバレー, ナイトクラブ				【中分類71より移動】
7661	バー, キャバレー, ナイトクラブ 主として洋酒や料理などを提供し, 客に遊興飲食させる事業所をいう。 ○バー;スナックバー;キャバレー;ナイトクラブ				
767	喫茶店	704	喫茶店		
7671	喫茶店 主としてコーヒー, 紅茶, 清涼飲料などの飲料や簡易な食事などをその場所で飲食させる事業所をいう。 ○喫茶店;フルーツパーラー;音楽喫茶;珈琲店;カフェ ×スナックバー[7661]	7041	喫茶店 主としてコーヒー, 紅茶, 清涼飲料などの飲料及び簡易な食事をその場所で飲食させる事業所をいう。 ○喫茶店;フルーツパーラー;音楽喫茶;珈琲店;カフェ ×スナックバー[7121]		
769	その他の飲食店	709	その他の一般飲食店	【新設】 量的に大きいため, 細分類として新設。 平成16年事業所・企業統計調査 事業所数 5,014 (参考)「709 その他の一般飲食店」 31,737	
7691	ハンバーガー店 主としてハンバーガーをその場所で飲食させる事業所をいう。 ○ハンバーガー店 ×ハンバーガー店(持ち帰り専門店)[7711]			【新設】 量的に大きいため, 細分類として新設。 平成16年事業所・企業統計調査 事業所数 19,596	
7692	お好み焼き・焼きそば・たこ焼店 主としてお好み焼, 焼きそば, たこ焼をその場所で飲食させる事業所をいう。 ○お好み焼店;焼きそば店;たこ焼店;もんじゃ焼店 ×お好み焼店(持ち帰り専門店)[7711]				

改 定 原 案	現 行	改 定 理 由																
<p>7699 他に分類されないその他の飲食店 主として大福、今川焼、ところ天、汁粉、湯茶など他に分類されない飲食料品をその場所で飲食させる事業所をいう。 ○大福屋；今川焼屋；ところ天屋；氷水屋；甘酒屋；汁粉屋；甘味処；アイスクリーム店；サンドイッチ専門店；フライドチキン店；ドーナツ店；ドライブイン（飲食店であって主たる飲食料品が不明なもの） ×ドライブイン〔飲食店であって主たる飲食料品が判明するものは、細分類7611、7621、7623～7641、7671～7692のそれぞれに分類される〕</p>	<p>7099 その他の一般飲食店 主として大福、今川焼、ハンバーガー、お好み焼、ところ天、汁粉、湯茶など他に分類されない飲食料品をその場所で飲食させる事業所をいう。 ○大福屋；今川焼屋；ところ天屋；氷水屋；甘酒屋；汁粉屋；お好み焼屋；ドライブイン（飲食店であって主たる飲食料品が不明なもの）；ハンバーガー店（その場所で飲食させるもの）；甘味処；たこ焼屋 ×ドライブイン〔飲食店であって主たる飲食料品が判明するものは、小分類701～704のそれぞれに分類される〕；ハンバーガー店（持ち帰りのもの）〔5795〕</p> <p style="text-align: center;">中分類71ー遊興飲食店 総 説</p> <p>この中分類には、その場所で飲食させる事業所のうち、主としてカラオケ、ダンス、ショー、接待サービスなどにより遊興飲食させる事業所及び主としてアルコールを含む飲料を飲料を飲食させる事業所が分類される。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">小分類 番号</th> <th style="text-align: left;">細分類 番号</th> <th style="text-align: left;">料亭</th> <th style="text-align: left;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>711</td> <td>7111</td> <td>料亭 主として日本料理を提供し、客に遊興飲食させる事業所をいう。 ○料亭；割ぼう店；待合 ×割ぼう旅館〔7211〕</td> <td>飲食店の体系の整理に伴い、細分類7622へ</td> </tr> <tr> <td>712</td> <td>7121</td> <td>バー、キャバレー、ナイトクラブ バー、キャバレー、ナイトクラブ 主として洋酒及び料理を提供し、客に遊興飲食させる事業所をいう。 ○バー；スナックバー；キャバレー；ナイトクラブ</td> <td>飲食店の体系の整理に伴い、小分類766へ</td> </tr> <tr> <td>713</td> <td>7131</td> <td>酒場、ビヤホール 酒場、ビヤホール 一般大衆向けに、主として酒類及び料理をその場所で飲食させる事業所をいう。 ○大衆酒場；居酒屋；焼鳥屋；おでん屋；もつ焼屋；ダイニングバー；ビヤホール</td> <td>飲食店の体系の整理に伴い、小分類765へ</td> </tr> </tbody> </table>	小分類 番号	細分類 番号	料亭		711	7111	料亭 主として日本料理を提供し、客に遊興飲食させる事業所をいう。 ○料亭；割ぼう店；待合 ×割ぼう旅館〔7211〕	飲食店の体系の整理に伴い、細分類7622へ	712	7121	バー、キャバレー、ナイトクラブ バー、キャバレー、ナイトクラブ 主として洋酒及び料理を提供し、客に遊興飲食させる事業所をいう。 ○バー；スナックバー；キャバレー；ナイトクラブ	飲食店の体系の整理に伴い、小分類766へ	713	7131	酒場、ビヤホール 酒場、ビヤホール 一般大衆向けに、主として酒類及び料理をその場所で飲食させる事業所をいう。 ○大衆酒場；居酒屋；焼鳥屋；おでん屋；もつ焼屋；ダイニングバー；ビヤホール	飲食店の体系の整理に伴い、小分類765へ	<p>中分類70と統合、廃止</p> <p>飲食店の体系の整理に伴い、細分類7622へ</p> <p>飲食店の体系の整理に伴い、小分類766へ</p> <p>飲食店の体系の整理に伴い、小分類765へ</p>
小分類 番号	細分類 番号	料亭																
711	7111	料亭 主として日本料理を提供し、客に遊興飲食させる事業所をいう。 ○料亭；割ぼう店；待合 ×割ぼう旅館〔7211〕	飲食店の体系の整理に伴い、細分類7622へ															
712	7121	バー、キャバレー、ナイトクラブ バー、キャバレー、ナイトクラブ 主として洋酒及び料理を提供し、客に遊興飲食させる事業所をいう。 ○バー；スナックバー；キャバレー；ナイトクラブ	飲食店の体系の整理に伴い、小分類766へ															
713	7131	酒場、ビヤホール 酒場、ビヤホール 一般大衆向けに、主として酒類及び料理をその場所で飲食させる事業所をいう。 ○大衆酒場；居酒屋；焼鳥屋；おでん屋；もつ焼屋；ダイニングバー；ビヤホール	飲食店の体系の整理に伴い、小分類765へ															

分類項目新旧対照表

現 行	
番号	分類名

改 定 案		改 定 理 由
番号	分類名	

70 一般飲食店

701 食堂, レストラン

7011 一般食堂

7012 日本料理店

7013 西洋料理店

7014 中華料理店

7019 その他の食堂, レストラン

702 そば・うどん店

7021 そば・うどん店

703 すし店

7031 すし店

704 喫茶店

709 その他の一般飲食店

7099 その他の一般飲食店

71 遊興飲食店

711 料亭

7111 料亭

712 バー, キャバレー, ナイトクラブ

7121 バー, キャバレー, ナイトクラブ

713 酒場, ビアホール

7131 酒場, ビアホール

76 飲食店

760 管理, 補助的経済活動を行う事業所(76 飲食店)
7600 主として管理事務を行う本社等
7609 その他の管理, 補助的経済活動を行う事業所

761 食堂, レストラン(専門料理店を除く)

7611 食堂, レストラン(専門料理店を除く)

762 専門料理店

7621 日本料理店

7622 料亭

7623 中華料理店

7624 ラーメン店

7625 焼肉店

7629 その他の専門料理店

763 そば・うどん店

7631 そば・うどん店

764 すし店

7641 すし店

765 酒場, ビアホール

7651 酒場, ビアホール

766 バー, キャバレー, ナイトクラブ

7661 バー, キャバレー, ナイトクラブ

767 喫茶店

7671 喫茶店

769 その他の飲食店

7691 ハンバーガー店

7692 お好み焼き・焼きそば・たこ焼店

7699 他に分類されないその他の飲食店

- (例)・小分類を分割・新設
・量的基準により細分類を小分類に格上
・名称変更
・機能に着目し中分類から移設 など

主食を提供する飲食店の中で, 小分類702から704に含まれるものを複合的に提供するものについて, 1つの小分類とする。

主食を提供する飲食店で, そば・うどん, すし以外を提供するものを1つの小分類にする。

主としてラーメン, 中華そばを飲食させる事業所については, 分割する。
内容例示を細分類に格上。

内容例示を細分類に格上。
内容例示を細分類に格上。